

第 8 期高知県保健医療計画における基準病床数（案）について

第 8 期高知県保健医療計画（以下、「第 8 期計画」という。）において定める基準病床については、国が定めた算定式等に基づいて、病床の種別（一般、療養、精神、結核、感染症）ごとに算定を行います。特に、療養病床の基準病床数の算定に当たっては、介護療養病床の設置期限終了を踏まえ、算定式の変更が行われています。

1 療養病床、一般病床数について

(1) 療養病床

療養病床については、以下の算定方法より算出する。

- ① 性別、年齢ごとに想定される療養病床入院患者数を算出し、
- ② 在宅医療等に対応可能な数を控除して当該医療圏内の入院患者数を算出、
- ③ これに医療圏間の流入出を加味した上で、
- ④ 病床の稼働状況（病床利用率）を考慮し、病床数を算定する。

◆ 算定式

$$\frac{\text{①} \left[\begin{array}{c} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{療養病床入院受療率} \end{array} \right] - \text{②} \left(\text{※1} \right) \left[\begin{array}{c} \text{在宅医療等} \\ \text{対応可能数} \end{array} \right] + \text{③} \left[\begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right]}{\text{④} \left[\begin{array}{c} \text{病床利用率} \end{array} \right]}$$

◆ 変更点

- (※1) 療養病床からの介護保険施設等への転換予定について、第 7 次医療計画では、「在宅医療等対応可能数」から除くこととされていたが、令和 5 年度末で介護療養病床が終了することから、第 8 次医療計画では、「在宅医療等対応可能数」から除外しないこととされた。
- なお、既存病床においても、介護保険施設等へ転換した療養病床は既存の病床数として算入していたが、第 8 次医療計画では、既存病床に算入しないこととされた。（基準病床、既存病床ともに減少する）

「在宅医療等対応可能数」

地域医療構想策定の際に、療養病床の転換で対応するものについて、新たに国より圏域毎に数値が示される。（療養病床の患者のうち、①医療区分 1 の患者数の 70%及び②入院受療率を全国中央値まで減少させる際に発生する在宅等対応患者数（H25 数値から推計））その示された数値について、国から示された方法により、機械的に地域医療医療構想の令和 7 年（2025 年）の推計値から、第 8 次医療計画の終了年である令和 11 年（2029 年）の数値を比例案分で算出し、推計したもの。

（注釈）高知県計画は「第〇期高知県保健医療計画」、国は「第〇次医療計画」で表記。

(参考) 第7次医療計画における、転換予定病床の取扱い

※介護療養病床分については、経過措置が令和5年までであることから全て転換するものとして在宅医療等対応可能数から除く。

※第7次医療計画期間は、介護保険施設等へ転換した療養病床も既存の病床数として算入。

(2) 一般病床について

一般病床については、以下の算定方法より算出する。

- ① 性別、年齢ごとに退院率を乗じ、
- ② 平均在院日数を乗じることにより、想定される入院患者数を算出し、
- ③ これに医療圏間の流入出を加味した上で、
- ④ 病床の稼働状況を考慮し、病床数を算定する。

◆ 算定式

$$\begin{array}{c}
 \textcircled{1} \qquad \qquad \qquad \textcircled{2} \qquad \qquad \qquad \textcircled{3} \\
 \left[\begin{array}{c} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{一般病床退院率} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{c} \text{平均在院日数} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right] \\
 \hline
 \textcircled{4} \left[\begin{array}{c} \text{病床使用率} \end{array} \right]
 \end{array}$$

(3) 高知県全体の基準病床数について

上記の算定式に基づき算出した、高知県全体の基準病床数は下表のとおりとなる。

病床	療養病床					一般病床					合計
	性別5歳階級別人口	① Σ	② 在宅医療等 対応可能数	⑤ 病床利用率	県枠 (①-②) / ⑤	性別5歳階級別人口	① Σ	② 平均在院 日数	⑤ 病床利用率	県枠 ①×②/⑤	
積算根拠	R2国調	告示の 上限		告示 (一律)		R2国調	告示の 上限	告示 (一律)	告示 (一律)		県全体枠 (流出入 調整なし)
高知県枠	691,527	2,165.00	1,912.75	0.88	319.88	691,527	284.53	17.1	0.76	6,401.99	6,722
中央	516,816	1,490.34	1,521.34		0.00	516,816	203.69			4,583.00	4,583.00
安芸	43,666	174.03	70.43		117.73	43,666	20.72			466.18	583.91
高幡	50,797	204.37	138.10		75.30	50,797	23.77			534.81	610.12
幡多	80,248	294.50	182.87		126.85	80,248	36.22			815.04	941.89
(参考)第7期	728,276	2,315.19	884.04	0.90	1590.16	728,276	267.38	15.9	0.76	5,593.96	7,184

※ ③、④の入院患者の流入出については、圏域別の基準病床数を算出する際に反映

※ ①入院受療率や⑤病床利用率には全国やブロックで一律の数値が使われる中、②在宅医療等対応可能数は各県・各圏域毎に数値が算出されており、人口当たりの療養病床の多い本県においては、全国と比較して⑤在宅医療等対応可能数の割合が多くなっている。

県全体の基準病床数				(単位:床)
種類	第8期計画(案)	第7期計画	差	増減率
療養病床	320	1,590	▲ 1,270	▲ 79.9%
一般病床	6,402	5,594	808	14.4%
合計	6,722	7,184	▲ 462	▲ 6.4%
<p>県全体で前回より 462床減少</p> <p>(減少理由)算定の根拠である人口の減少や療養病床の介護保健施設等への転換予定について、第8期計画では、「在宅医療等対応可能数」から除外しないこととされた影響によるもの。</p> <p>令和2年人口 691,527人(国勢調査) 第7期計画(平成27年国勢調査 728,276人) (第7期計画算定時より 36,749人減少(増減率 ▲5.0%))</p> <p>地域医療構想における必要病床数 11,252床(R7における推計値)</p>				

(4) 保健医療圏ごとの基準病床数(案)について

以下の考え方のもとに、保健医療圏ごとの患者流出入を調整する。

<療養病床>

第7期計画(例年)の調整と同じく、患者流出入を反映させずに各圏域の基準病床数を設定。(地域医療構想の必要病床数についても慢性期は流出入の調整なし)

<一般病床>

圏域間の患者流出入を踏まえて、各圏域の基準病床数を設定。
地域医療構想における必要病床数の設定時の「基本は患者住所地ベース」の考え方と整合性を図るため、R4患者動態調査の反映割合を縮減し 1/4反映

(参考) R4患者動態調査結果

(単位:人)

	療養病床			一般病床		
	流入	流出	流出入差	流入	流出	流出入差
安芸	8	102	▲ 94	10	181	▲ 171
中央	201	15	186	503	19	484
高幡	13	83	▲ 70	29	215	▲ 186
幡多	2	24	▲ 22	10	137	▲ 127

◆ 保健医療圏別の基準病床数（案） ※一般＋療養病床

医療圏	第8期計画 (案)	第7期計画	差	増減率
安芸	528	500	28	5.6%
中央	4,743	5,088	▲ 345	▲ 6.8%
高幡	550	619	▲ 69	▲ 11.1%
幡多	901	977	▲ 76	▲ 7.8%
合計	6,722	7,184	▲ 462	▲ 6.4%

◆ 保健医療圏別の基準病床数（案）と既存病床数との差（病床新設が可能な枠）

医療圏	第8期計画 (案)	既存病床数	差	(第7期計画 策定時の差)
安芸	528	519	9	▲ 31
中央	4,743	9,613	▲ 4,870	▲ 6,572
高幡	550	625	▲ 75	▲ 161
幡多	901	1,135	▲ 234	▲ 553
合計	6,722	11,892	▲ 5,170	▲ 7,317

※第8期計画（案）で基準病床の設定を行った場合、安芸圏域以外の圏域で
病床過剰地域となり、原則病床の新設不可。（安芸圏域：9床まで設置可）